

宗教法学会会則

制定 昭和 55 年 10 月 25 日

改正 平成 5 年 6 月 19 日 (第 26 回総会)

改正 平成 8 年 11 月 16 日 (第 33 回総会)

改正 平成 29 年 6 月 10 日 (第 74 回総会)

改正 平成 30 年 11 月 17 日 (第 77 回総会)

改正 令和 3 年 6 月 12 日 (第 81 回総会)

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、宗教法学会 (Association of the Religious Law : 略称 ARL) と称する。

第 2 条 本会を、次の所在地に置く。大阪府東大阪市小若江 3-4-1 近畿大学法学部
田近肇研究室

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会は、一切の政治的、宗教的立場を離れて宗教法に関する研究・討論を行ない、
法学の進歩に寄与することを、目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 普通会员による研究発表会の開催
- (2) 機関誌および研究上の出版物の刊行
- (3) 賛助会員のための研究会等の開催
- (4) その他理事会が適当と認めた事業

第 3 章 会員

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员 宗教法の研究者で、理事会の承認を得た者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、その事業を賛助する団体または個人で、理事会の承認を得た者

第 6 条 本会の発展に著しく寄与した者は、理事会の推薦にもとづき、総会の承認を得て、
名誉会員にすることができる。

2 名誉会員は、普通会员と同等の権利を有するものとする。

第 7 条 普通会员および賛助会員は、理事会の定めるところにより、会費を納入しなければ
ならない。ただし、名誉会員はこの限りでない。

第 8 条 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本会の機関誌の頒布を受け、また第 4
条第 3 号に規定する研究会その他の事業に参加することができる。

第 9 条 会員は次の事由により、その資格を失う。

- (1) 本人が退会を届出たとき

- (2) 会費の滞納により、理事会が退会を決定したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、その他会員たるに相応しくない行為をしたことにより、理事会が除名を決定したとき

第4章 機関

第10条 本会に普通会員による総会（通常総会，臨時総会）をおく。

- 2 総会は本会則所定の事項，その他理事長が付議する事項を審議する。
- 3 総会の決定は，出席会員の過半数の賛成による。ただし，本会則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

第11条 本会に，次の役員をおく。

- (1) 理事 若干名 内1名を理事長とする。
- (2) 監事 若干名

2 理事および監事は，総会において選任する。

第12条 理事および監事の任期は，次のとおりとする。ただし重任を妨げない。

- (1) 理事 3年。ただし，専ら学会の開催を担当する理事について，理事会が異なる任期を定めることを妨げない。
- (2) 監事 3年

第13条 理事長は，理事会において互選する。

2 理事長は，理事のうちから常務理事若干名を指名する。

第14条 理事長は，本会を代表し，会務を統括する。

2 理事長に故障のある場合には，あらかじめ理事長の定めた常務理事が，その職務を代行する。

第15条 理事は，理事会を構成し，会務を執行する。

2 常務理事は，常務を執行し，会計に関して本会を代表する。

第16条 本会と利益相反する事項については，理事は理事会における議決権を有せず，また理事長は代表権をも有しない。

2 前項の事項については，監事の互選によって定められた者が代ってその権利を行使する。

第17条 監事は，会計および会務執行の状況を監査する。

第18条 理事長は，毎年1回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は，当該年度の予算，事業計画，および前年度の決算，事業報告を総会に提案，報告し，その承認を得なければならない。

第19条 理事長は，必要があると認めるときは，何時でも，臨時総会を招集することができる。

2 普通会员の5分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは，理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第5章 会計

第20条 本会の経費は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 会則の変更および解散

第22条 本会則の変更には、普通会员の2分の1以上が出席する総会において、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

第23条 本会の解散には、理事会または5分の1以上の普通会员の提案にもとづき、普通会员の2分の1以上が出席する総会において、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

第24条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決定にしたがい、第3条と同一の目的を有する研究機関に寄付するものとする。

附則

- 1 この会則は昭和55年10月25日から施行する。
- 2 本会の初会計年度は、本会則施行の日から昭和56年4月30日までとする。
- 3 この会則は、平成5年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成9年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成29年11月11日から施行する。
- 6 この会則は、平成30年11月17日から施行する。
- 7 この会則は、令和3年6月12日から施行する。

注) 第7条にいう普通会员の年会費は、平成4年(1992年)11月27日に開催された第27回理事会において、6,000円(大学院生は4,000円)と定められた。